

社会福祉法人 札幌厚生会

静心寮

地域の生活困窮者・生活保護受  
給者への支援について

緊急一時保護・一時入所

# 生活困窮者(ホームレス)への支援

## ▶ 緊急一時保護

▶ 札幌市との協議により施設内に2人部屋の居室を1部屋確保している。一般入所者様と過度の関りを持たないように配慮し実施。

- ▶ ・ 食事の配膳、下膳は職員が居室まで行う。
- ▶ ・ トイレは職員トイレを使用する。
- ▶ ・ 入浴は一般利用者様と時間帯をずらす。
- ▶ ・ 本人支給金などは1週間ごとに支給等

# 受け入れに関して

- ① 札幌市各区から緊急一時保護(生活保護未受給者)の入所依頼を受ける。
- ② 電話で氏名、生年月日、生活歴など聞き取りを行う。
- ③ 入所検討。(必要に応じて面接)
- ④ 提携病院にて簡易的な検診を受ける。(採血、胸部X-p等)
- ⑤ 施設で受け入れ、服薬など治療が必要な場合は、生活保護申請中であっても受け入れ可能な病院を保護課と連携しながら探し受診する。
- ⑥ 生活保護受給後、本人様の意向を確認し退所に向けての支援を行う。
  - ▶ 支援内容の確認(短期的な支援・中長期的な支援)
  - ▶ ・短期的な支援(単身アパートを探す・高齢者住宅を探す等)
  - ▶ ・中長期的な支援(施設に一般入所し、他の利用者様と生活しながら手帳の取得、他法を活用しての退所)

# 新型コロナウイルスの流行

- ▶ 2020年1月28日北海道内で初めて患者が確認される。(外国からの観光客)
- ▶ 2020年2月14日北海道民で感染者が初めて確認される。(札幌市50代男性)
- ▶ 2020年2月28日に「新型コロナウイルス緊急事態宣言」発表。
- ▶ 2020年3月19日に終了。
- ▶ 2020年4月12日に感染拡大がみられていたことから「北海道・札幌市緊急共同宣言」が出される。(北海道ホームページ参照)

# 静心寮 感染対策開始

- ▶ 共有部分が多い環境のため、一度施設にコロナウィルスが入り込むと十分な感染対策ができない、外部からコロナウィルスを持ち込まない事を第一の対策として実施。
- ▶ ・施設内の定期消毒、検温等の体調管理。
- ▶ ・外出レク、利用者様個人での外出中止。
- ▶ ・全体集会など密になる場合は放送で対応。
- ▶ ・介助入浴者を午前・午後に分け実施等

# 入所にも影響が . . .

- ▶ 施設内での受け入れについてはより慎重な対応が求められる。
- ▶ 特にホームレス支援については、健康状態の把握が難しく、生活実態がないためリスクが高いと判断せざるをえず、施設内での支援継続が困難な状況となる。
- ▶ ・感染拡大している地域で生活していた。
- ▶ ・不特定多数の場所に行き来していた等

# 支援継続のため必要な事とは

- ▶ 事業継続の為には施設内ではなく施設外に拠点を置くことができないか検討。
- ▶ 令和2年6月1日 同法人白石福祉園からアパートを1部屋借り1名分確保。
- ▶ 令和2年8月31日 アパート返却。
- ▶ 令和2年9月1日 アパートを1部屋借り1名分確保。
- ▶ 令和3年3月31日 アパート返却。
- ▶ 令和3年4月1日アパート2部屋を借り2名分確保。
- ▶ 加算として見守り支援費を札幌市に申請する。
- ▶ 以前実施していた居宅生活訓練事業のノウハウを生かし、携帯電話の契約、食費の提供等スムーズに実施することが可能。

# 受け入れに関して(新型コロナウイルス感染対策)

- ① 札幌市各区から緊急一時保護(生活保護未受給者)の入所依頼を受ける。
- ② 電話で氏名、生年月日、生活歴など聞き取りを行う。
- ③ 入所検討。(必要に応じて面接)
- ④ 提携病院にて簡易的な検診を受ける。(採血、胸部X-p等)
- ⑤ 病院で利用者様、実施機関CWと待ち合わせ、担当医から病状などの説明を受ける。
- ⑥ アパートに移送する。PCR検査キット、抗原検査キットを使用し感染確認。連絡手段として携帯電話がなければ施設の携帯電話を準備する。服薬など治療が必要な場合は、生活保護申請中であっても受け入れ可能な病院を保護課と連携しながら探し受診する。
- ⑦ 生活保護受給後、本人様の意向を確認し退所に向けての支援を行う。
  - ▶ 支援内容の確認(短期的な支援・中長期的な支援)
  - ▶ ・短期的な支援(単身アパートを探す・高齢者住宅を探す等)
  - ▶ ・中長期的な支援(施設に入所し、他の利用者様と生活しながら手帳の取得、他法を活用しての退所、アパート体験事業への移行)

# アパートでの受け入れについて

## ▶ メリット

- ▶ ・ 集団生活を苦手としている利用者様の受け入れも可能。
- ▶ ・ 本人様がより单身生活のイメージを持ちながら生活することができる。
- ▶ ・ 他の利用者様への迷惑行為等についての配慮は不要となる。

## ▶ デメリット

- ▶ ・ 支援する際はアパートに訪問する必要があり、時間的な制約を受ける。
- ▶ ・ 日常の様子の確認が難しく、支援を必要としている内容の見極めに時間を要する。
- ▶ ・ 施設入所時にはバリアフリーな環境での生活、食事の提供等できていたが、買い物、自炊、歩行状態により対応できない。
- ▶ ・ 冬場は水落などアパート生活に必要な能力が必要
- ▶ ・ 近隣住民への迷惑行為をかけてしまう方の入居は不可能

# 地域で生活している生活保護受給者への支援

## ▶ 一時入所

- ▶ 居宅で生活する精神障害者等の一時的な入所支援や保護の実施機関が一時的な入所が必要である認められた者に対し1か月を超えない範囲で入所し支援を行う。
- ▶ 一時入所の依頼は札幌市から多く問い合わせがある。生活保護を受給していたが、家賃滞納の為などで居住地を出なければならない利用者様に対して施設内での居室を確保していたが、新型コロナウイルス感染予防の為緊急一時保護と同様に施設内での入所が困難となる。緊急入所用で借りているアパートに空きがあればそこで受け入れるようにしている。
- ▶ 一時保護を利用する要保護者は施設での生活に拒否反応を示す方も多いため、アパートへの入居であれば受け入れるケースも多い。
- ▶ アパートに入居後への支援に関しては入所時に実施機関との事前調整が必要。敷金など入居の支援を受けることができるのか、できなければ施設で借りているアパートに長期間滞在することになり、従来の緊急一時保護支援対応が困難となる。

# 実績

- ▶ ・令和3年度
- ▶ 緊急入所16名(男性14名、女性2名)
- ▶ 一時入所4名(男性3名、女性1名)
- ▶ 入所後の行き先
  - ▶ ・アパート体験事業 2名
  - ▶ ・当施設へ入所 1名
  - ▶ ・地域のアパート 16名
  - ▶ ・逮捕 1名

# 事例

## ▶ 緊急一時保護

- ▶ ・81歳女性 姉と同居し生計を立てていたが関係悪化により近畿地方に働きに行く。コロナの影響の為仕事がなくなり、来札。当施設のアパートに入居し生活保護申請。受給後、一般入所の希望あり静心寮に入所し生活支援を受けている。
- ▶ ・68歳女性 夫と生活保護を受給し生活していたが収入の未申告があり一度生活保護廃止となる。再申請中に夫より暴力を受け、夫は拘留される。拘留が解けアパートに戻ってくるため当施設のアパートに入所し生活保護受給。
- ▶ ・33歳男性 当法人の3救護施設のうち全ての施設利用あり、静心寮に緊急一時保護として当施設のアパートに入所。(入所は2回目)18日間利用し地域のアパートを契約し退所。退所後問題行動あり注意受けるも自分の意思で退去。関東圏に向かい生活保護受給。同様の事を繰り返している。長期的な支援及び施設入所の意思はない。

# 事例

## ▶ 一時入所

- ▶ ・50歳男性 生活保護を受給し生活していたが稼働収入あり、保護停止となる。稼働収入がなくなり保護再開するも家賃滞納があり、退去することとなり居住地を失うため当施設のアパートに入所。稼働を継続することができ、入所後1か月過ぎたためアパートに住みながらの一般入所となる。現アパートに住み続ける事はできないか本人様のから希望あり、本人様名義に変更し施設退所となる。
- ▶ ・63歳男性 兄と2人世帯で生活保護受給、兄が失踪し、兄が知人から借りていたアパートの為退去することとなる。当施設のアパートに入居する。30日以上過ぎたため一般入所となる。その後施設で借りている別アパートに移っていただき、生活状況を観察。希望のアパートを見つけ施設退所となる。